

総価契約単価合意方式の全面導入について

国土交通省 国土技術政策総合研究所

○船田 誠* 金銅 将史*

吉田 潔* 伊藤 善裕*

関根 隆善*

By Makoto FUNADA , Masafumi KONDOU

Kiyoshi YOSHIDA , Yoshihiro ITO

Takayoshi SEKINE

我が国の官庁契約は、予算決算及び会計令により総価額を契約金額として締結される総価契約が原則となっている。公共工事においても総価での契約を基本としており、総価を構成する各々の工種の単価については発注者と受注者との間で何ら取り決めはされていない。この状況においては、設計変更時の金額算定に発注者の単価が優先されがちとなり双務性に欠ける。また、予め発注者と受注者との間で各工種の単価根拠を意思統一していないため、設計変更時の協議が難航する等の問題が指摘されていた。これらの問題を踏まえ、国土交通省では、多様な入札・契約方式の試行として、契約後、発注者と受注者との協議により総価契約の内訳として単価等を合意する総価契約単価合意方式の試行を平成 13 年度から一部の工事において実施してきた。また、平成 16 年度から総価契約単価合意方式の一環としてユニットプライス型積算方式が試行されている。これらの試行を経て、平成 22 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う、河川・道路等全ての土木工事等に総価契約単価合意方式が本格的に導入されることとなった。本報告では、平成 16 年度から試行されているユニットプライス型積算方式のフォローアップ調査結果を用いて総価契約単価合意方式の導入効果を検証するとともに、全面導入における制度改善事項について述べる。

【キーワード】双務性向上、設計変更の円滑化、単価合意

1. 制度の概要

総価契約単価合意方式(以下「本方式」という)は、平成13年度から実施されている多様な入札・契約方式の取り組みの中の一つとして位置づけられており、設計・施工一括発注方式のうち高度技術提案型、前工事と後工事の関係にある工事のうちWTO対象の低価格入札工事に限定して実施している。また、平成16年度からは、本方式の一環としてユニットプライス型積算方式(以下「ユニプラ方式」という)を新たに導入している(図一1)。

区分	H13	14	15	16	17	18	19	20	21	H22年度
設計 施工一括発注方式 (高度技術提案型)、前工事 と後工事の関係にある工事										
建築、冷暖房衛生設備、通 信、受変電設備工事を除く 全ての工事										
ユニットプライス型積算方式										

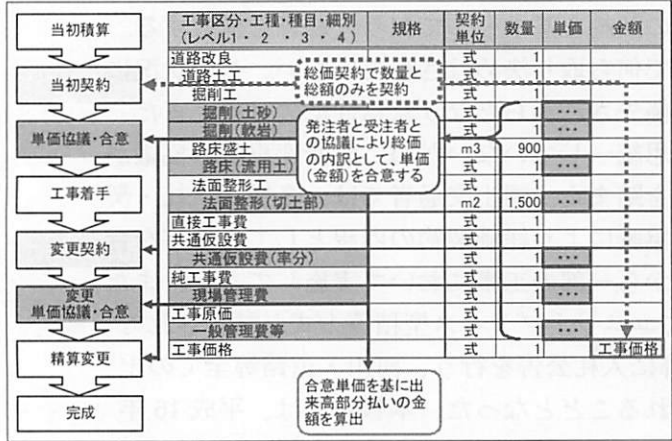
図一 1 取り組み状況

本方式は、平成22年4月1日以降に入札広告を行う土木工事等に全面導入されたが、対象工事の範囲は表一1に示す工事種別のうち、●印を対象としている。

表一 1 対象工事の範囲

● 一	一般土木工事	(土木に関する工事のうち次号から第4号まで、第7号から第17号まで及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
● 二	アスファルト舗装工事	
● 三	鋼橋上部工事	
● 四	造園工事	
五	建築工事	(建築に関する工事のうち次号から第8号まで、第10号、第12号、第18号及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
六	木造建築工事	
● 七	電気設備工事	
八	暖冷房衛生設備工事	(空気調和設備工事を含む。以下同じ。)
● 九	セメント・コンクリート舗装工事	
● 十	プレストレスト・コンクリート工事	
● 十一	法面処理工事	
● 十二	塗装工事	
● 十三	維持修繕工事	(河川又は道路の維持又は修繕工事をいう。以下同じ。)
● 十四	河川しゅんせつ工事	
● 十五	グラウト工事	
● 十六	杭打工事	
● 十七	さく井工事	
十八	プレハブ建築工事	
● 十九	機械設備工	(機械設備に関する工事のうち第7号、第8号、第20号及び第21号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)

本方式の内容は、従来の積上げ積算方式によって算出された予定価格に対して入札・契約を実施した後に、その内訳として細別（レベル4）ごとの単価について、受注者が提出した単価表（総価の内訳書）の金額を基に、発注者と受注者が協議・合意を行い、その合意した単価（以下「合意単価」）を書面により締結するものである。この合意単価は、工期途中に設計変更が生じた場合の変更金額の予定価格算出、出来高部分払いの金額算定及び前工事と後工事の関係にある工事における後工事の予定価格算出等に使用される（図－2）。



図－2 総価契約単価合意方式の流れ

2. 本方式とユニプラ方式の相違点

本方式は、土木工事標準積算基準に基づく方式と、ユニットプライス型積算基準に基づくユニプラ方式に大別される。総価の内訳として各単価を合意する点においては両者同じであるが、積算手法が異なることから、両者の制度には主に以下の点で相違がある（表－2）。

表－2 ユニプラ方式との相違点

	総価契約単価合意方式	
積算方法	総価契約単価合意方式	ユニットプライス型積算方式
積算基準	「土木工事標準積算基準」	「ユニットプライス型積算基準」
適用範囲	全工種（建築工事ほか、一部対象外有り）	ユニット化に移行した工種
直接工事費	労務費、材料費、機械経費で構成	労務費、材料費、機械経費に連動する諸経費を含む
費用内訳	「新土木工事積算大系用語定義集」による	「ユニットプライス規定集」による
単価合意	単価個別合意方式 単価包括合意方式の2通り	単価個別合意方式のみ
単価の活用	当該工事の変更等に使用	当該工事の変更等の他、ユニットプライス設定に使用
制度維持	歩掛、労務費、材料費、機械経費等の調査が必要	プライス収集・分析作業が必要

(1) 積み上げとプライス

本方式は、土木工事標準積算基準を基に必要な材

料費、労務費、機械経費等を積み上げて積算するが、ユニプラ方式は、合意済みデータに基づくユニットプライスにて積算される。

(2) 直接工事費

本方式は、細別（レベル 4）単価に諸経費を含まないが、ユニプラ方式は直接工事費ユニットに連動する諸経費を含んでいる。

(3) 合意単価

本方式は、合意単価を当該工事の変更等に限定して使用するが、ユニプラ方式は、合意単価を当該工事の変更等と次年度以降のユニットプライス設定に使用する。

(4) 制度維持

本方式が歩掛、労務費、材料費、機械経費、諸経費の調査が必要であるのに対し、ユニプラ方式は、プライス収集・分析作業が必要となる。

3. 期待される導入効果

(1) 双務性の向上

当初契約後に細別（レベル 4）ごとの単価について発注者と受注者間で協議・合意を実施することから、契約変更時の金額協議において、発注者の積算単価が優先されがちといった片務性の改善が期待されている。

(2) 変更契約時等の円滑な金額協議

設計変更があった場合の金額算定は、合意された単価を基に算出されるため、設計変更に伴う変更契約時に発注者と受注者間の認識の相違から協議がスムーズにいかないといったリスクが回避でき、円滑な金額協議が期待できる。また、出来高部分払いがあった場合の金額算定も、合意された単価を基に算出するため、出来高金額が実態に即したものとなり、受注者にとって適正なキャッシュフローが確保されることが期待されている。

4. 導入効果の検証

本方式の一環として平成 16 年度からユニプラ方式が試行されているが、ユニプラ方式において実施しているフォローアップ調査結果（平成 18～21 年度調査）から、前述の導入効果に対する検証を実施した。

(1) 双務性の向上

受注者への「契約変更時の金額協議において、発注者の単価が優先されがちといった片務性は改善されましたか」との質問に、「かなり改善された」が 10%、「やや

改善された」が49%、「変わらない」が41%との結果となり、全体の約6割が改善されたと認識していることがわかった(図-3)。これにより、単価協議・合意を行うことで双務性の向上が図られていることがわかる。

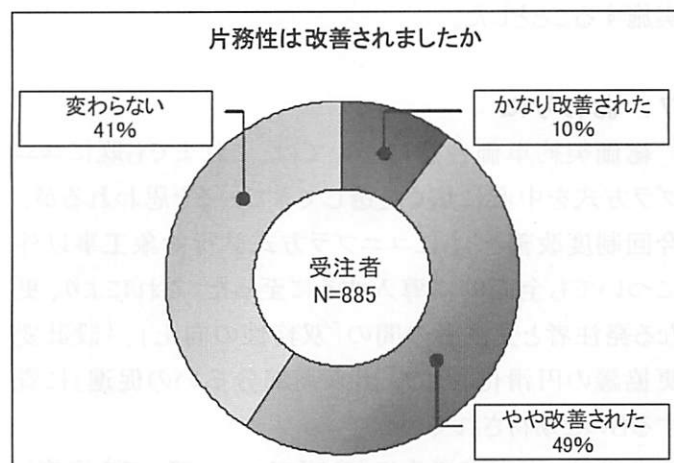


図-3 受注者アンケート結果

(2) 変更契約時等の円滑な金額協議

発注者への「単価合意しておくことで、変更契約が円滑に行えるようになりましたか」との質問に、「かなり円滑になった」が10%、「やや円滑になった」が43%、「変わらなかった」が47%との結果となり、全体の53%が円滑となったと認識していることがわかった(図-4)。

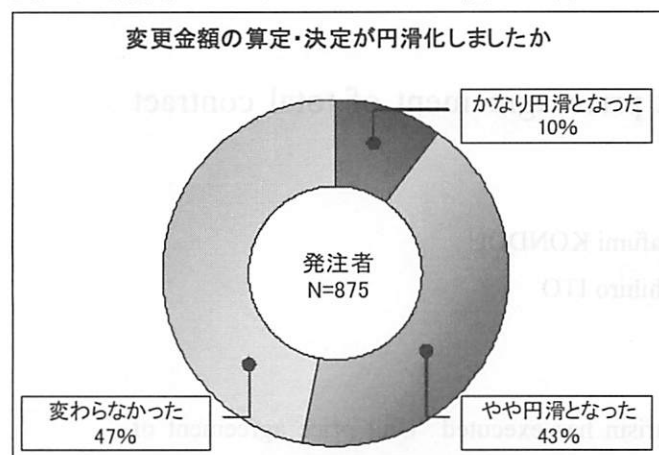


図-4 発注者アンケート結果

また、受注者への同様の質問に、「かなり円滑になった」が25%、「やや円滑になった」が49%、「変わらなかった」が26%との結果となり、全体の74%が円滑となったと認識していることがわかった(図-5)。

以上の結果、発注者、受注者ともに変更契約時等において、事前に協議・合意した単価を変更契約に利用することで、円滑な金額協議が行われていることが確認

できた。

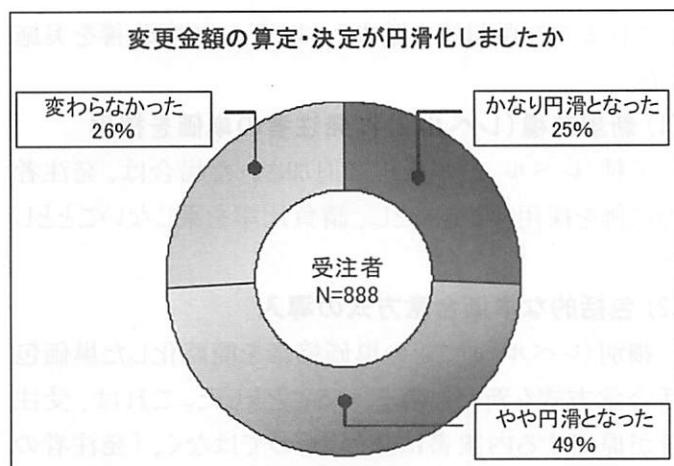


図-5 受注者アンケート結果

5. 全面導入における課題

本方式の全面導入にあたっては、大きく3つの課題が指摘されていた。

(1) 新規工種(レベル2)の請負比率

設計変更において、当初に予定していなかった新規工種(レベル2)が追加された場合、これまでは発注者の単価に一律で請負比率(予定価格に対する請負代金額の比率)を乗じたものを予定価格としていた。しかし、新規工種(レベル2)については工期途中で指示されてから、限られた時間の中で新たな施工体制を立ち上げる必要があるため、当初の請負比率での施工は困難であるとの指摘がされていた。

(2) 単価協議の簡略化

これまでの合意方法は、受注者の提出した内訳書を基に、発注者と受注者が細別(レベル4)ごとの単価を各々協議し合意する単価個別合意方式のみであった。しかし、工事規模の小さいものまで単価を個別に協議するのは、受注者への負担を強いるとの指摘がされていた。

(3) 設計・施工一括発注方式の単価協議

設計・施工一括発注方式の場合、受注者の詳細設計が完成した時点で数量等が確定するため、予定価格における工事費の内訳と実際の内訳が異なるケースがある。この場合、契約締結直後の内訳に基づき単価合意しても、変更積算に用いることができないという問題が指摘されていた。

6. 全面導入における制度改善事項

これまでの課題等を踏まえ、以下の制度改善を実施した。

(1) 新規工種(レベル 2)に発注者の単価を採用

工種(レベル 2)が新規に追加された場合は、発注者の単価を採用するものとし、請負比率を乗じないこととした。

(2) 包括的な単価合意方式の導入

細別(レベル 4)ごとの単価協議を簡略化した単価包括合意方式も新たに導入することとした。これは、受注者が提出する内訳書に基づくものではなく、「発注者の単価に当初契約時の予定価格に対する落札価格の比率を乗じて算出した単価等を変更予定価格の算出に使用する」との考え方を合意するものである。これにより、受注者は単価根拠の説明が不要となり、単価協議のための資料作成、協議日程の調整、ヒアリング等の負担軽減が可能となる。但し、この単価包括合意方式は、分任支出負担行為担当官が発注する工事(予定価格が 3 億円を超えない工事)において、受注者が希望した場合、または、単価個別合意方式において所定の期間内に単価合意が成立しなかった場合にのみ採用することとなっている。

(3) 設計・施工一括発注方式への対応

設計・施工一括発注方式の場合は、数量等が確定した詳細設計図書に基づいて発注者の単価を算出し、金額の変更を伴わない契約変更を行った後に単価協議を実施することとした。

7. おわりに

総価契約単価合意については、これまでも既にユニプラ方式を中心に広く浸透してきていると思われるが、今回制度改善とともにユニプラ方式試行対象工事以外についても全面的に導入するに至った。これにより、更なる発注者と受注者の間の「双務性の向上」、「設計変更協議の円滑化」及び「出来高部分払いの促進」に資するものと期待されている。

今後は、本方式導入におけるフォローアップを実施し、本方式の効果把握及び課題の抽出に努め、発注者及び受注者からの意見を取り入れたうえで、良質で適正な価格による社会資本整備が推進されるよう、本方式の改善につなげていく考えである。

About the overall introduction of "Unit price agreement of total contract price"

By Makoto FUNADA Masafumi KONDOU
Kiyoshi YOSHIDA Yoshihiro ITO
Takayoshi SEKINE

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism has executed "Unit price agreement of total contract price" in which the purchaser and the contractor agree on the unit price by the conference after contracting a total value as a trial of various tenders and the contract methods since fiscal year 2001. Because "Unit price agreement of total contract price" was introduced in full scale on April 1, 2010, it reports on the introduction effect verification and the system improvement item.